

求職者支援制度・訓練受講のしおり

—就職支援計画書の交付を受ける方へ—

受講者番号	
氏名(フリガナ)	(フリガナ)
訓練実施施設名・訓練科名	科
訓練番号	5ーーーーー
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
就職支援期間	(訓練開始日) (訓練終了後3回目の指定来所日) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- ★ このしおりは、「就職支援計画書」の交付を受けて求職者支援制度で職業訓練を受講する方のために、これから必要となる重要な手続きなどをまとめたものです。
- ★ このしおりに書いていないこともありますので、わからないことはご自分で判断せず、ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

I 求職者支援制度の概要

求職者支援制度とは	1
特定求職者の義務	2
求職者支援訓練について	2
就職支援計画と支援指示	3
支援期間のイメージと支給単位期間	3
記載例：就職支援計画書（就職に向けた活動計画）	5

II 支援の流れと留意事項

図：訓練開始後の支援の流れ（例）	6
訓練初日	7
訓練受講中	7
指定来所日	7
訓練修了後	8

III 職業訓練受講給付金

職業訓練受講給付金とは	9
受給手続きの概要	12
ステップ1 事前審査	12
ステップ2 支給申請	14
職業訓練受講給付金支給申請書⑩⑫欄の記載方法	15
記載例：職業訓練受講給付金支給申請書	17
職業訓練受講給付金の不支給・不正受給	19
やむを得ない理由	19
求職者支援制度以外の給付・融資制度との関係	22

IV 求職者支援制度の手続き、こんな時どうする？

Q 1 訓練を欠席・遅刻・欠課・早退する時はどうしたらよいですか？	23
Q 2 指定来所日に行けない時はどうしたらよいですか？	23
Q 3 就職が決まった時はどのような手続きが必要ですか？	24
Q 4 就職以外の理由で訓練を中途退校する場合は？	24
Q 5 給付金を受給しています。世帯の人数、収入や資産に変更があった時はどうしたらよいですか？	24
Q 6 現在は給付金を受給していません。最近収入が減ったのですが、給付金を受給できますか？	25
Q 7 雇用保険の失業等給付を受給しながら訓練を受けていますが、まもなく支給終了になります。給付金を受給できますか？	25
Q 8 住所、氏名、振込先などを変更する（した）場合の手続きは？	25
Q 9 訓練機関への通所経路を変更する（した）場合の手続きは？	25
Q 10 訓練終了後、訓練実施施設から実態のない雇用契約の締結の働きかけがあり、就職したものと就職状況報告書を提出するよう言われたが、指示に従って大丈夫ですか？	26
Q 11 住民票に記載されている内容（現住所や世帯員など）が実態と異なっているのですが、どうすればいいですか？	26

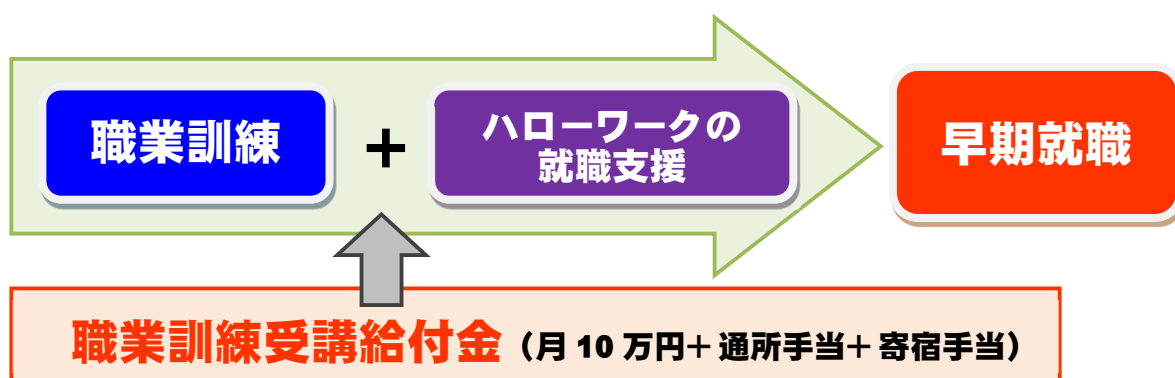
求職者支援資金融資のご案内	27
---------------	----

I 求職者支援制度の概要

■ 求職者支援制度とは

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

- 再就職に必要なスキルを身に付けるための**職業訓練**を受講できます。
- 訓練期間中も訓練修了後も、ハローワークが**積極的に就職支援**します。
- 一定要件を満たす方に、訓練期間中、**職業訓練受講給付金**（月 10 万円＋通所手当＋寄宿手当）を支給します。



求職者支援制度の支援の対象となる方を「**特定求職者**」といいます。

支援の対象となる方は、例えば次のような方です。

雇用保険に加入できなかった方

雇用保険の失業給付（基本手当）を受給中に再就職できないまま支給終了した方

雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない方

自営業を廃業した方

就職が決まらないまま学校を卒業した方

直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方 など

※ 雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格がある方であっても、ハローワーク所長が支援の必要性を認める場合、「特定求職者に準ずる者」として求職者支援訓練を受講できる場合があります（ただし、雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格がある間は職業訓練受講給付金を受給できません）。

■ 特定求職者の義務

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成 23 年法律第 47 号) 第 13 条第 2 項に、「前条第 1 項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。



求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う人のための制度です。

(訓練の欠席や就職支援拒否について → P19 など)

■ 求職者支援訓練について

求職者支援訓練には、次の 2 つのコースがあります。

基礎コース : 社会人としての基礎的な技能等を習得する訓練。

実践コース : 就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する訓練。

- 訓練期間は 2 ～ 6 か月です。
- 民間教育訓練機関等が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。
- 開講予定の具体的なコース情報は、ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>) から検索することができます。
- 原則として受講料は無料、テキスト代などは自己負担です。
- 全ての訓練実施日に出席しなければなりません。全訓練期間を通じて訓練への出席率が 8 割に満たない場合など、一定の場合には退校処分を受けることがあります。
→ 「全ての訓練実施日」には、訓練カリキュラムに記載された学科・実技等に限らず、入校式、修了式、キャリアコンサルティングや訓練実施施設による就職支援等(本人の希望による計画外のものを除きます)を行う日も含まれます。
- 訓練実施施設において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの就職支援を行います。
- 応募者数が定員の半数に満たない場合、予定されていた訓練が中止されることがあります。

※ 原則として職業訓練の連続受講(一つの訓練を修了し、1 年を経過する前に次の訓練を受講することを行います。)はできませんが、ハローワークが必要性を認める場合、「求職者支援訓練の基礎コース→求職者支援訓練の実践コースまたは公共職業訓練」の組み合わせであれば、連続受講することができます。

■ 就職支援計画と支援指示

- 「**就職支援計画書**」は、ハローワークが支援期間を通じて積極的な就職支援を行うためのプラン表（記録表）で、とても大切な書類です（記載例 →P 5）。
- ハローワークが就職支援計画書を交付することを「**支援指示**」といい、支援指示がなければ、訓練を受講することも職業訓練受講給付金を受給することもできません（職業訓練受講給付金を受給するためには、支援指示を受けた上で、一定の支給要件を満たす必要があります→P 9）。
 - ※ 雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格がある方で、訓練延長給付の対象になる方は「支援指示」ではなく、「受講指示」を受けた上で求職者支援訓練を受講することとなります。
- 求職者支援制度の支援期間中にハローワークへ来所する際や訓練実施施設に通所する際には、就職支援計画書を必ず持参し、ハローワークや訓練実施施設の求めに応じて提示してください。
- 就職支援計画書のコピーを受講初日のオリエンテーション等の機会に訓練実施施設に提出してください。

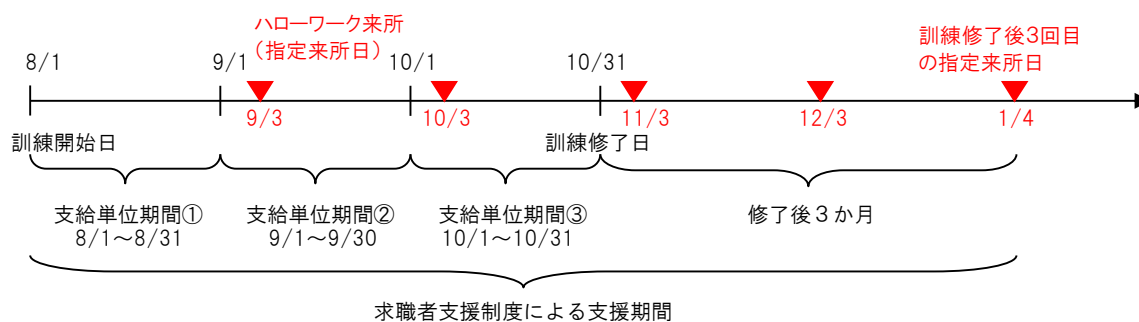
■ 支援期間のイメージと支給単位期間

求職者支援制度では、求職者の方の早期就職を実現するため、訓練開始前から訓練期間中、訓練修了後まで、ハローワークが一貫した支援を行います。

	【訓練開始前】	⇒	【訓練期間中】	⇒	【訓練修了後】
求職者	・求職申込み ・訓練受講の相談		・熱心な訓練受講 ・指定来所日にハローワーク来所		・就職に向けた積極的な求職活動 ・指定来所日にハローワーク来所
ハローワーク等	・就職可能性を高める訓練コースの選定 ・就職支援計画書の交付（支援指示） ・指定来所日と適切な求職活動の設定（以後、1か月ごと）		・訓練実施施設によるキャリアコンサルティングなど就職支援（ジョブ・カードの作成支援を含む） ・ハローワークによる職業相談 ・職業訓練受講給付金の支給（該当者のみ）		・担当者制も含めたきめ細かな就職支援 ・ジョブ・カード（写）の提出、受講者アンケートの回収 ・ジョブ・カードを活用した就職支援

- 求職者支援制度の支援期間は、就職支援計画書の交付（支援指示）から始まり、訓練修了後3か月まで継続します。
- 支援期間は、原則として訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切られており、区切られた個々の期間を「**支給単位期間**」といいます。職業訓練受講給付金の受給の有無にかかわらず、支給単位期間ごとのサイクルで求職者支援制度の各種支援を行います。
- 支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日（指定来所日 →P 7）にハローワークにて職業相談を行います。

【例】 訓練期間が 8 月 1 日～10 月 31 日の場合



(表) 上記例示の訓練期間と指定来所日の関係は以下のとおりとなります。

支給単位期間 (例)	指定来所日 (例)
8 月 1 日～ 8 月 31 日	9 月 3 日
9 月 1 日～ 9 月 30 日	10 月 3 日
10 月 1 日～10 月 31 日	11 月 3 日
11 月 1 日～11 月 30 日	12 月 3 日
12 月 1 日～12 月 31 日	1 月 4 日

- * 指定来所日は、受講する訓練により異なりますので、必ずハローワークの指示に従ってください。
- * 訓練修了後 3 か月間（訓練修了後 3 回目の指定来所日まで）は、求職者支援制度による支援が継続しますので、就職先が決まっていない場合は、引き続き、月に一度、指定来所日にハローワークに来所して就職に向けた職業相談を行います。

就職支援計画書(就職に向けた活動計画)の記載例

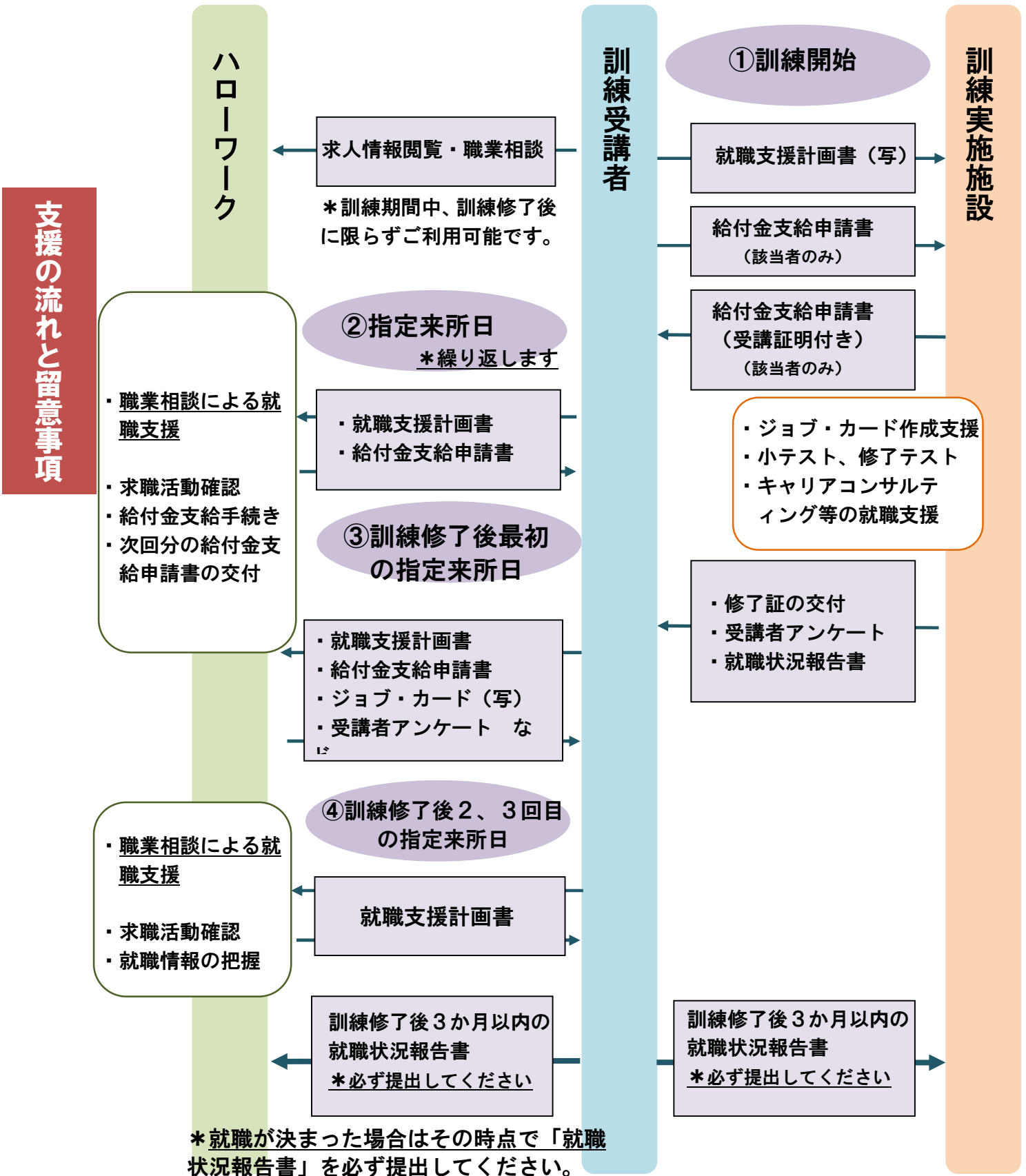
就職に向けた活動計画			
来所日	公共職業安定所又は地方運輸局による計画		あなたの求職活動記録
【第1回】 令和XX年6月24日	令和XX年5月17日 ～ 令和XX年6月16日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講 ③ 応募求人を選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ ⑥ 「あなたの求職活動記録」欄は、対象期間に行った求職活動の実績を記載してください。 ⑦	XX.5.24 ハローワーク〇〇〇で求人情報閲覧 XX.5.30 欠席(体調不良のため) 公共職業安定所又は地方運輸局確認欄 XX.5.24 求人情報閲覧一回 給付金の支給申請を行わない方は、欠席した日付とその理由を記入してください。なお、全受講日に出席した場合は「すべて出席」と記入してください。
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第1回計画 作成者 田中 作成日 令和XX年5月14日	公共職業安定所又は地方運輸局追記欄	出席
【第2回】 令和XX年7月23日	令和XX年6月17日 ～ 令和XX年7月16日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講 ③ 応募求人を選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ 連発受講する訓練の選定 ⑦ その他	XX.6.25 求人情報閲覧一回 XX.7.1 ハローワーク〇〇〇自己啓発セミナー 公共職業安定所又は地方運輸局確認欄 XX.6.25 求人情報閲覧一回 XX.7.1 ハローワーク〇〇〇自己啓発セミナー
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第2回計画 作成者 林 作成日 令和XX年6月24日	対象期間中にハローワークで求職活動を行った場合には、活動を行ったハローワークから確認印を受けてください。	A B C 拒否 欠席
【第3回】 令和XX年8月22日	令和XX年7月17日 ～ 令和XX年8月16日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講 ③ 応募求人を選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ 連発受講する訓練の選定 ⑦ その他	XX.7.25 就職面接会に参加 XX.7.31 △△商事へ履歴書交付 XX.8.5 履歴書送付 XX.8.8 面接 公共職業安定所又は地方運輸局確認欄 XX.7.25 就職面接会に参加
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第3回計画 作成者 鈴木 作成日 令和XX年7月23日	公共職業安定所又は地方運輸局追記欄 就職面接会への参加 XX.7.26	「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」に記載されているものは、必須の求職活動となりますので、これを行わなかった場合には、就職支援拒否に該当します。(P19参照)

注 意

- この計画書は、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に、必ず本人が提出してください。
- この計画書は、就職支援期間(訓練終了後3ヶ月間)が終了するまで大切に保管してください。
- この計画書を滅失したり、損傷したりしたときは、速やかにこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局の長に申し出て再交付を受けてください。
- 「あなたの求職活動記録」欄には、求職活動を行う都度、求職活動日、内容やその結果を記入してください(訓練実施機関が行う就職指導を受けた場合についても記入してください)。なお、公共職業安定所又は地方運輸局において、職業相談、セミナーの受講、求人情報の検索をしたときや就職面接会に参加したときには、必ずこの計画書を公共職業安定所又は地方運輸局に持参し、確認を受けてください。
- 就職した場合は速に、必ずこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局に報告してください。

Ⅱ 支援の流れと留意事項

(例) 訓練開始後の支援の流れ



■ 訓練初日

- 訓練コースの案内に記載された時間、場所、持ち物などをご確認ください。
- 訓練初日に、就職支援計画書のコピーを訓練実施施設に提出する必要があります。あらかじめご自身でコピーを取っておいてください。

■ 訓練受講中

- 訓練期間中は、欠席することなく、熱心に訓練を受講してください。
- 就職支援計画書(→P 5)に、支給単位期間内に行うべき求職活動が記載されますので、適切に実施してください。
- 就職支援計画書の「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」に記載された内容は、支給単位期間内に実施すべき**必須事項**です。これを行わない場合、就職支援拒否(→P 19)とみなされますので、ご注意ください。
- ハローワークで求人情報検索や職業相談を行った時は、必ず就職支援計画書(→P 5)にハローワークの確認印を受けてください。
- どのハローワークでも求人情報検索や職業相談を行うことができます。

〔職業訓練受講給付金を受給する方は〕

- あらかじめハローワークから「職業訓練受講給付金支給申請書」(→P 17)をお渡ししています。これに訓練実施施設による受講証明(出欠証明)を受けてください。受講証明を受ける手続きは、訓練実施施設の指示に従ってください。
- 訓練実施施設による受講証明がないと職業訓練受講給付金を受給できません。
- 職業訓練受講給付金の受給手続きなど詳細は、9～22 ページをご覧ください。

■ 指定来所日

- 月に一度、あらかじめ指定された「**指定来所日**」にハローワークに来所して職業相談を行ってください。指定来所日の日付は就職支援計画書に記載されています。
- 就職支援計画書を必ず持参してください。
- 求職者支援訓練では、原則、カリキュラム上訓練のない日に指定来所日が設定されますが、公共職業訓練を受講する方は、指定来所日が訓練日にあたる場合もあります。この場合はハローワークへの来所が優先されます。
- 雇用保険受給者の方は、雇用保険の失業認定日を変更し、指定来所日と同じ日にすることがある場合があります。

〔職業訓練受講給付金を受給する方は〕

- 指定来所日当日は、職業相談を終えてから、職業訓練受講給付金の受給手続きを行ってください。
- 詳しくは、受給手続きのページ(→P 12)をご覧ください。

■ 訓練修了後

- 訓練修了後3か月間（訓練修了後3回目の指定来所日まで）は求職者支援制度による支援が継続しますので、就職先が決まっていない方は、引き続き、月に一度、指定来所日にハローワークに来所して就職に向けた職業相談を行ってください。
 - 訓練期間中や訓練修了後に就職する（した）方は、ハローワークと訓練実施施設に対し、必ず「就職状況報告書」を提出してください（→P24）。
 - 訓練修了後3ヶ月を経過する前に就職が決まった場合はその時点で「就職状況報告書」を必ずご提出ください。
- ※ 訓練修了後3か月以内に提出する「就職状況報告書」は、訓練の修了証を交付された方について、就職した方もしていない方も、必ず提出する必要があります（「就職状況報告書」はそれぞれの提出先において配布しますので、詳細は訓練実施施設またはハローワークにお尋ねください）。

Ⅲ 職業訓練受講給付金

※ 受講指示により求職者支援訓練を受講している方は、訓練延長給付や技能習得手当等を受給することができるため、職業訓練受講給付金を受給することはできません。

■ 職業訓練受講給付金とは

- ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者の方が、一定の支給要件を満たす場合に「**職業訓練受講給付金**」を受給できます。
- 職業訓練受講給付金は「職業訓練受講手当」と「通所手当」、「寄宿手当」からなっており、それぞれの支給要件を満たした方に支給します。
- 「職業訓練受講手当」、「通所手当」、「寄宿手当」のいずれかを受給した場合、次に職業訓練を受講する場合があっても、上記の手当を受給した最初の支給単位期間（→P 3）の初日から6年を経過しなければ、「職業訓練受講手当」、「通所手当」、「寄宿手当」のいずれについても受給できないことにご留意ください。

【職業訓練受講給付金の支給額】

職業訓練受講手当 : 月額 10 万円

通所手当 : 訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限あり）

寄宿手当 : 月額 10,700 円

※ 支給単位期間（→P 3）における日数が 28 日未満の場合は、支給額を別途算定します。

※ 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

※ 寄宿手当は、訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、その必要性をハローワークが認めた方が対象となります。

※ 求職者支援訓練の基礎コースを受講している方、育児（小学生以下の子（障害児については 18 歳未満）を養育すること）又は介護（介護保険制度における要介護 2（相当）以上にある配偶者（内縁関係にある方を含みます。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母を 2 週間以上の期間にわたり常時恒常的に介護すること）を行っている方が、やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日（時間）に応じて減額した上で職業訓練受講給付金を支給します。

【職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）の支給要件】

職業訓練受講給付金の支給を受けるには、支給単位期間（→P 3）ごとに以下 A 又は B の該当する職業訓練において（1）～（8）の支給要件を満たす必要があります。

A 実施日が特定されてない科目を含まない職業訓練

- （1）本人の収入が 8 万円以下（注Ⅰ）
- （2）世帯全体の収入が 30 万円以下（注Ⅰ、Ⅱ）
- （3）世帯全体の金融資産が 300 万円以下（注Ⅱ）
- （4）現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- （5）全ての訓練実施日に出席している
（やむを得ない理由による欠席がある場合であっても、訓練実施日の 8 割以上出席している）（注Ⅲ、Ⅳ）
- （6）同世帯の中で、同時に職業訓練受講手当を受給して訓練を受けている人がいない（注Ⅱ）
- （7）過去 3 年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない。
- （8）過去 6 年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがない（注Ⅶ）

B 実施日が特定されていない科目を含む職業訓練（e ラーニングコース等）

- (1) 本人の収入が8万円以下（注Ⅰ）
- (2) 世帯全体の収入が30万円以下（注Ⅰ、Ⅱ）
- (3) 世帯全体の金融資産が300万円以下（注Ⅱ）
- (4) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- (5) 全ての訓練時間数を受講している

ただし、全ての訓練時間数を受講しなかった場合であっても、やむを得ない理由により受講しなかった時間数がある場合は、以下 a 及び b を満たしていること

a 定められた訓練時間数の8割以上受講している。

$$b \quad \frac{\text{実施日が特定されていない科目の時間数}}{\text{支給単位期間の日数－土日祝の日数}} \times \text{実施日が特定されていない科目におけるやむを得ない理由のある日数}$$

≥ 実施日が特定されていない科目における受講しなかった時間数

（注Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）

- (6) 同世帯の中で、同時に職業訓練受講手当を受給して訓練を受けている人がいない（注Ⅱ）
- (7) 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない。
- (8) 過去6年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがない（注Ⅶ）

訓練コース受講に係る注意事項

● 訓練の修了要件と、職業訓練受講給付金の支給要件は異なります。職業訓練受講給付金についての疑問等は、必ずハローワークにお問い合わせください。（支給申請日に支給要件を満たしていないことに気づき、支給できずトラブルになるケースが発生しています。）

● 原則として、職業訓練の受講は、訓練実施施設が定めた訓練カリキュラムの日程のとおり受講するものです。受講しなかった日の振替が実施された場合は、例外的に、その受講した日をもって出席と取り扱いますが、振替は当然に実施されるものではないことを、予めご承知おきください。

また、振替が実施された場合は、その振替日に出席したことを確認してから支給となりますので、支給日が遅くなる可能性がございます。

e ラーニングコースの注意事項

● 動画教材を倍速で視聴した場合に、やむを得ない理由以外の理由により実際の受講時間が不足した場合は、不支給となります。

〔通所手当のみ受給できる場合があります〕

上記 A 又は B の（１）又は（２）の収入要件を満たしていない場合であっても、以下の要件を満たしている場合は、通所手当のみ受給できます。

（１）本人の収入が 12 万円以下（注Ⅰ）

（２）世帯全体の収入が 34 万円以下（注Ⅰ、Ⅱ）

ただし、上記 A 又は B の（３）～（８）の要件は全て満たしている必要があります。

注Ⅰ 「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費（客観的な書類により、子の養育という特定の使途目的のために支給されていることが確認できる場合を除く）その他全般的収入を指します。手取り額の収入ではありませんのでご注意ください（一部算定対象外の収入もあります）。

注Ⅱ 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します（内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします。内縁の関係にあるかは否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫（未届）」等の記載によって確認します）。

注Ⅲ 例外的に、受講しなかった日（時間）について、訓練実施施設が訓練計画外の講師や教室の準備等が可能となり、振替が実施された場合であって、当初の実施日が属する支給単位期間又はその前後の支給単位期間の別日に受講した場合は、受講した日をもって出席として取り扱います。ただし、訓練実施日の振替は必ず実施されるものではないため、出席管理には十分ご注意ください（このため、確実に給付金の支給を受けるためには、振替が実施されないことを前提に出席要件を満たしておく必要があります）。

なお、振替と認められるものは、当初認定されていた訓練カリキュラムと同じ内容、同じ訓練時間で実施されるものを指します。よって、訓練カリキュラムと異なる内容や、訓練時間を省略して行うもの、複数回に分割して振替を行うもの、訓練日の一部のみを振り替えるものは振替には該当しないためご注意ください。

注Ⅳ やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日（時間）がある場合は、原則として不支給となります。ただし、求職者支援訓練の基礎コースを受講している方、子の養育を行っている方、親族（一定範囲に限る）の介護を行っている方が、訓練実施日（訓練実施時間）の 8 割以上出席している場合、やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数（時間数）に応じて減額した上で職業訓練受講給付金を支給します。

注Ⅴ 実施日が特定されていない科目を含む訓練（e ラーニングコース等）は、「実施日が特定されている科目」及び「実施日が特定されていない科目」で構成されており、受講しなかった時間数がやむを得ない理由であったかどうかはそれぞれの科目に応じて判断します。

注Ⅵ 「金融資産」とは、現金、預貯金、債券、株式及び投資信託等を指します。

注Ⅶ 過去 6 年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがある場合であっても、やむを得ない理由により訓練を途中で退校した方は、過去 6 年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがあるとはみなしません。

■ 受給手続きの概要

- 職業訓練受講給付金の受給手続きは次の1、2のステップで行います。いずれの手続きも、受講者本人がハローワークにて行います。

● ステップ1 事前審査

(支給申請の事前または同時に、原則として一度行う)

- ・ 出席要件を除く支給要件を満たしているか、あらかじめ審査します。
- ・ 世帯、収入、資産などに関する確認資料を提出する必要があります。



事前審査は支給申請より前または同時

● ステップ2 支給申請

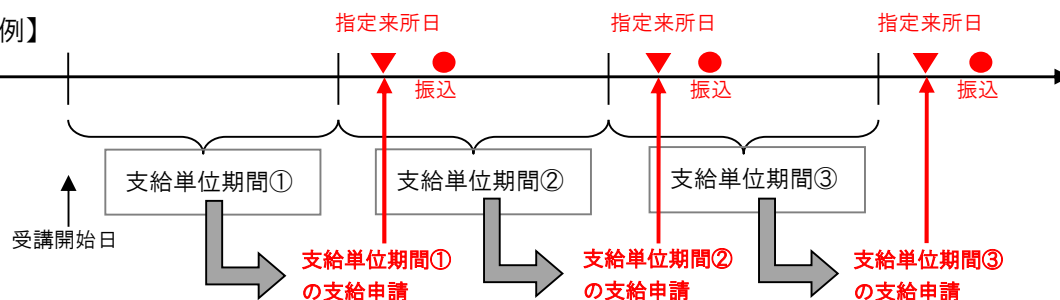
(支給単位期間が終了するごとの指定来所日に(月1回)、職業相談の後に行う)

- ・ 以下を確認します。
 - ① 支給申請書は、訓練実施施設により証明(出欠の受講証明)されているか。
 - ② 出席要件を満たしているか。
 - ③ 事前審査で確認した支給要件について、支給を受けようとする支給単位期間においても引き続き満たしているか。
- ・ 世帯、収入、資産などに関する確認資料が必要となる場合もあります。

1か月ごとに繰り返し

- 支給申請の内容に基づき、ハローワークが支給決定または不支給決定を行います(確認事項がある場合、支給決定または不支給決定までに日数を要することがあります)。
- 支給決定後、1週間から10日程度後(目安です)に、あらかじめ届け出た金融機関の口座に職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当、通所手当、寄宿手当の合計額)が振り込まれます。
- 初回の支給申請日は、原則として受講開始後2か月目のハローワークが指定する日(指定来所日)です。

【例】



■ ステップ1 事前審査

- 事前審査の申請は、支給申請の前または同時に行う必要があります(支給申請のみを先に行うことはできません)。
- 最も早いタイミングとしては、訓練の受講申込みと同時に事前審査を申請することが

できます。受講申込み以降、いつでも事前審査の申請を行うことができますが、職業訓練受講給付金の支給申請には期限がありますので、事前審査の申請が遅れることにより職業訓練受講給付金の支給開始が遅れるまたは受給できなくなることがあります。

【事前審査の必要書類】

〔提出書類〕

- ☐ 受講申込・事前審査書（安定所提出用）
 - ☐ 職業訓練受講給付金要件申告書
 - ☐ 職業訓練受講給付金通所届
 - ☐ 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書
 - ☐ 育児・介護実施状況申告書（該当者のみ。訓練受講中に育児や介護を行うこととなった場合など、支給申請の際に提出することも可能です。）
- ※ 用紙はハローワークで交付します。
- ※ 訓練の受講申込みを同時に行う方は、このほか、顔写真(縦4 cm×横3 cm)を貼付した「受講申込書」も必要です。
- ※ 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書については、同意する場合のみ提出することとなります。

〔マイナンバー確認書類〕

- ☐ 以下のいずれか1点
- ・マイナンバーカード
 - ・通知カード（ただし、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）
 - ・マイナンバーが記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）

※マイナンバーを利用した情報照会ができない場合は、住民票の提出が必要。

〔身元（実在）確認書類〕

- ☐ 以下のいずれか1点
- ・マイナンバーカード
 - ・ a または b
 - a 以下の書類のいずれか一つ
 - ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券
 - ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
 - ・在留カード ・特別永住者証明書 など
 - b a がない場合は以下の書類から2つ以上
 - ・公的医療保険の資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書
 - ・特別児童扶養手当証書 など

〔支給要件に関する確認書類〕（支給要件 → P 9）

- ☐ 直近3か月以内に交付を受けた住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）、または住民票記載事項証明書（世帯の構成および続柄の記載のあるもの）
 - マイナンバーを利用した情報照会により提出を省略することができます。
- ☐ 申請者本人の、事前審査申請日の前月に得た収入を証明する書類

→ 賃金明細書、(無収入の場合は) 預貯金通帳 等

※本人または世帯員が公的年金・特別障害給付金・年金生活者支援給付金の受給者である場合は、マイナンバーを利用した情報照会により提出を省略することができます。

□ すべての世帯員(同居または生計を一つにする別居の配偶者・子・父母。ただし、20歳未満かつ就学中の子を除きます)の事前審査申請日の前月の収入を証明する書類。

→ 賃金明細書、(無収入の場合は) 預貯金通帳 等(もしくは、源泉徴収票、確定申告書の控、市区町村が発行する所得証明書(額面の記載必須)、(無収入の場合は) 市区町村が発行する無収入証明書または非課税証明書(額面の記載必須) 等)

□ 本人およびすべての世帯員(同居または生計を一つにする別居の配偶者・子・父母)が保有する、事前審査申請日の残高があるすべての預貯金通帳(本人以外の方は写しで可)または残高証明(いずれも事前審査申請日1か月以内に発行されたもの)

□ 20歳未満かつ就学中の子がいる場合は、その子が就学中であることを証明する書類(ただし、義務教育以下の子の場合は不要)

→ 在校証明書、生徒手帳、学生証 等

□ 職業訓練受講給付金の振込先となる金融機関の通帳の写し(氏名および口座番号の記載ページ)(マイナポータルに登録されている公金受取口座に給付金の振込を希望する場合は不要)

育児・介護実施状況申告書を提出した方

□ (障害を有する子を養育している場合)

当該子に係る障害者手帳、特別支援学校に就学していることが確認できる書類又は児童福祉法に基づく福祉サービスを受けていることが確認できる書類

□ (対象家族を介護している場合)

当該対象家族の介護保険被保険者証の要介護認定2以上の記載のある部分(提出の際は、個人情報保護の観点から、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキングすること)。当該対象家族が要介護認定を取得していない場合は、育児・介護実施状況申告書の「要介護認定を取得していない対象家族に係る判断基準表」に記入がされていること。

□ その他、ハローワークが求める書類

- 申請者の状況によって、これら以外の書類の提出を求めることもあります。
- 大規模災害の被災者の方、DV(ドメスティックバイオレンス)の被害者の方、及び住居を喪失された方については柔軟な対応をしておりますので、P26 よくあるご質問(Q11)をご参照ください。
- ある時点で支給要件を満たさなくても、その後の状況変化により支給要件を満たすようになれば、任意の時点で事前審査を申請することが可能です。
- 事前審査についてわからないことは、ハローワーク窓口にお尋ねください。

■ ステップ2 支給申請

○ 職業訓練受講給付金は支給単位期間が終了した日の翌日から2年を経過するまでの間は支給を受ける権利がありますが、支給申請は支給単位期間終了後にハローワークが指定する月に一度の「指定来所日」に行っていただく必要があります。指定来所日に支給申

請を行うことができない場合は事前にハローワークにご相談ください。

- 支給決定または不支給決定は、支給申請の内容などにより、即日行われる場合と申請預かりになる場合とがあります。預かりの場合は、支給決定通知または不支給決定通知をご自宅へ郵送します。
- あらかじめ届け出た振込口座を変更すると、振込ができなくなりますのでご注意ください。

【支給申請の必要書類】

- ☐ 職業訓練受講給付金支給申請書（訓練実施施設の受講証明があるもの）…①
 - ※ 用紙はハローワークで交付します。
 - ※ 訓練実施施設の受講証明がない場合、職業訓練受講給付金は支給されません。
- ☐ 就職支援計画書…②
- ☐ 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）
 - ※ 初回の支給申請時には交付されていない場合があります。
- ☐ やむを得ない理由により訓練を欠席した場合、その理由を証明する書類（→P21）
- ☐ 寄宿をしていることを証明する書類（寄宿を開始した後最初の申請時または寄宿を終了した後最初の支給申請時のみ）

- 上記の書類を忘れた場合、支給決定を行うことができません。
- 特に、①または②を忘れた場合は、支給申請自体を行うことができず、再来所が必要となりますのでご注意ください。

■ 職業訓練受講給付金支給申請書⑩⑫欄の記載方法

- 支給申請時に提出する職業訓練受講給付金支給申請書の⑩欄では、支給申請の対象となる訓練期間における「収入」を申告します。
- 支給申請時に提出する職業訓練受講給付金支給申請書の⑫欄では、「事前審査時からの変更」を申告します。
- 事前審査時に申告した支給要件に関する各項目について、引き続き支給要件を満たすかどうかを確認する重要な手続きです。正しく申告しないと不正受給（→P19）に問われることがありますので、ご注意ください。
- 変更「有」「無」のいずれにチェックするべきか、判断に迷う場合は、変更「有」にチェックしてください。ハローワーク職員がその内容をお聞きし、適切に判断します。

【⑩欄 本人収入、世帯収入について】

本人収入	「⑨支給申請の対象となる訓練期間」において、申請者本人が得た税引き前の収入額を記載してください。
世帯収入	「⑨支給申請の対象となる訓練期間」において、世帯構成員（申請者本人含む）が得た税引き前の収入額を記載してください。

※収入に含まれるかどうか迷う場合や世帯構成員の範囲が不明の場合は、ハローワークにお問い合わせください。

【⑫欄 世帯の金融資産について】

- 事前審査時から額の変動が全くない場合

変更「無」に

● 事前審査時から額の変動があるものの、支給申請を行う支給単位期間において、 <u>引き続き、明らかに</u> 、「300 万円以下」（世帯の金融資産）である場合	チェック
● 事前審査時から額の変動があり、「300 万円超」（世帯の金融資産）である場合 ● 事前審査時から額の変動があり、支給申請を行う支給単位期間において、世帯の金融資産の要件を満たしているかどうか迷う場合	変更「有」に チェック

※金融資産に含まれるかどうか迷う場合はハローワークにお問い合わせください。

【⑫欄 その他項目について】

● 事前審査時から変化が <u>全くない</u> 場合	変更「無」に チェック
● 事前審査時から <u>少しでも変化がある</u> 場合（些細と思われる変更も含む。）	変更「有」に チェック

職業訓練受講給付金支給申請書

(記載例)

本人記載欄	①受講者番号	13010××××××											
	フリガナ	ジュウ タロウ											
	②氏 名	受講 太郎											
	④住 所	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 ジョウアンテイ1408号室											
	⑤個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	⑥訓練コース番号	6-02-13-02-05-9999											
	⑦訓練科名	介護職員初任者研修科											
	⑧訓練実施施設名	学校法人 求職者支援学園											
	⑨支給申請の対象となる訓練期間	令和 7 年 3 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日											
	⑩収入	本人収入 (2 7 , 9 2 0 円) 世帯収入 (2 6 4 , 3 2 5 円)											
	⑪現在の就労の有無	☒ 有 ☐ 無											
	⑫事前審査時からの変更	☐ 無 ☒ 有 ⑫欄は、事前審査を受けた時から支給申請までの間に、状況の変化があった場合には「有」にチェックをし、該当する要件にチェックを入れてください。 ☐ 金 ☐ 育児・介護 年 月 日 (開始・終了) ☐ 住所 ☒ 通所方法・経路 ☐ 同一世帯受講 ☐ その他 ()											
	⑬添付書類	☒ 就職支援計画書 ☒ 職業訓練受講給付金支給状況 (支給記録) ☒ その他 (電車遅延証明書)											
	⑭寄宿の有無	☐ 有 ☐ 無 職業訓練等を受けなかった日がある場合であって、やむを得ない理由がある場合には、それを確認できる書類を添付するとともに、⑬欄のその他の欄にチェックを入れてください。											
職業訓練の実施等による特定求職者職業訓練受講給付金 (職業訓練) 令和 7 年 4 月 4 日 飯田橋 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿													
申請者氏名 受講 太郎													

(注 意 事 項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- この申請書は、指定来所日に、必ず本人が提出してください。
- 職業訓練受講手当の額は、支給申請の対象となる訓練期間 (支給単位期間) が28日未満の場合は、3,580円×支給単位期間における日数、それ以外の場合は100,000円となります。
- 通所手当の額は、職業訓練受講給付金通所届を参考に、運賃、時間、距離等の事情に照らし安定所が算定した額となります。
- 寄宿手当の額は、支給単位期間につき10,700円となります。
- 3～5の手当は、育児・介護中等の特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練実施日 (時間数) があることにより、減額されることがあります。
- ①欄は、職業訓練受講給付金事前審査通知書に記載された受講者番号を記載してください。
- ⑤欄は、事前審査時から変更があった場合 (事前審査後に個人番号を取得した場合を含む。) に記載してください。
- ⑥～⑧欄は、あなたが受講する訓練コース番号、訓練科名、訓練実施施設名を記載してください。
- ⑨欄は、今回の支給申請において、給付金の支給対象となる訓練期間を記入してください。
- ⑩欄の「本人収入」とはあなたの収入を、「世帯収入」はあなたの収入に加え、同居又は別居の配偶者、子及び父母の収入を合算した収入を指します。
- ⑪欄について、現在の就労の有無について該当する項目にチェックを入れてください。
- ⑫欄について、①欄の受講者番号に係る事前審査を受けたときから現在の間に、状況の変化があった場合 (例えば、家族状況に変化があった時など) は「有」及び該当する項目にチェック (金融資産については金額の記載を含む。) を入れてください。また、今回支給申請を行う訓練において既に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがある場合は、「事前審査時」を「前回職業訓練受講給付金の支給を受けた時」と読み替えてください。
- 職業訓練等を受けなかった日又は職業訓練等を一部のみ受けた日がある場合であって、疾病若しくは負傷又はやむを得ない理由がある場合にはそれを確認できる書類を添付するとともに、⑬欄の「その他」にチェックを入れ、書類名等を () 内に記載してください。
- ⑭欄について、該当するものにチェックを入れてください。なお、「有」にチェックを入れた場合であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を () 内に記載してください。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等受講証明																														
⑮ 右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1)職業訓練が行われなかった日 ⇒印(取消線) (2)職業訓練を一部のみ受けた日 △印 (3)職業訓練を受けなかった日 ×印 ※②に該当する日がある場合は下記⑤を記入してください。										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31													
⑯ 職業訓練を一部のみ受けた日について、右の時間割に該当する印を付けてください。										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
(1)出席した時限 ○印 (2)欠席した時限 ×印 (3)遅刻した時限 /印 (4)早退した時限 \印 (5)訓練を実施していない時限 =印(取消線)										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
3月 12日 (火) 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6										月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6							月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6													
⑰ 特記事項										3月12日 1時限遅刻(電車遅延)																				
⑱ ⑮欄から⑰欄までの記入者の職氏名										学校法人求職者支援学園 管理係長 訓練 育代																				
⑲ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。										令和 7 年 3 月 28 日																				
										学校法人求職者支援学園 学園長 内定 取造																				

※ 職員 記入 欄	欠席 日数	1 日	0.5 日	合計	出席日数／訓練日数 (除外前訓練日数)		除外日数	出席率								
					／ ()			%								
	職業訓練受講手当				この欄は記入しないでください。											
	円															
	通所手当															
円																
寄宿手当																
	円				所長		次長		統括							

(注 意 事 项)

- 1 証明内容は正しく記載してください。受講者が虚偽の証明によって職業訓練受講給付金を不正受給した場合、不正受給した受講者と連帯して不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、受給した認定職業訓練実施奨励金の返還を命ぜられることがあります。
- 2 ⑮及び⑯欄については、⑨欄に記載した「支給申請の対象となる訓練期間」における受講状況を記載してください。
- 3 ⑰欄には、職業訓練の出欠に関し、本人の申告などで特記すべき事項がある場合に記載してください。
- 4 ⑱欄には、⑮欄から⑰欄までの受講者の出席状況等を記載した求職者支援訓練等の施設の担当者の職氏名を記載してください。
- 5 ※印欄には、記載しないでください。

■ 職業訓練受講給付金の不支給・不正受給

- 求職者支援制度は、職業訓練の受講を通じて求職者の方の就職を支援する制度であり、熱心に訓練や求職活動に取り組んでいただくことが前提となります（→P 2）。
- このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除きます）、指定来所日に来所しなかったり、ハローワークの就職支援（訓練修了後の就職支援を含みます）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、安定所から支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等が行われることがあります。
- また、全訓練期間を通じて訓練への出席率が8割に満たない場合、修了審査を受けられず、訓練実施施設から退校処分を受けることがあります。

	その支給単位期間に対する支給	次回以降の支給単位期間に対する支給（その他支給要件を全て満たす場合）
①やむを得ない理由により欠席（遅刻・欠課・早退）した場合	出席率8割以上：支給 出席率8割未満：不支給 （※1）	支給
②やむを得ない理由なく欠席（遅刻・欠課・早退）した場合（やむを得ない理由であって証明できない場合を含む。）	不支給	支給
③正当な（やむを得ない）理由なく指定来所日にハローワークに来所しなかった場合	—	不支給
④正当な（やむを得ない）理由なく就職支援計画書の「必須事項」を行わなかった場合	不支給	
⑤正当な（やむを得ない）理由なく、その他就職支援拒否（※2）を行った場合		
⑥上記②～⑤を繰り返した場合	不支給	不支給
⑦訓練実施施設から退校処分を受けた場合	不支給	—
⑧不正な申告や申請書類の偽造など（※3）	不支給	不支給

※1 欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出席率がなければ、職業訓練受講給付金を受給することはできません（→P 9）。やむを得ない理由により訓練に欠席（遅刻・欠課・早退）した場合で、1 実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2 日出席として取り扱います（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

※2 「その他就職支援拒否」には、ハローワークが紹介した職業に就かなかった場合、就くことを拒否した場合、指定された日に求人者の面接を受けに行かなかった場合、求人面接において採用を拒否した場合などがあります。

※3 不正受給とみなされると、これまでに受け取った職業訓練受講給付金の最大3倍の返還・納付命令を受けることがあります。また、悪質な場合には刑事告訴を受けることもあります。

■ やむを得ない理由

- 訓練の欠席（遅刻・欠課・早退含む）や指定来所日に来所しなかったことについて「やむを得ない理由」がある場合は、その事実を確認できる証明書などをハローワークに提出する必要があります。
- 「やむを得ない理由」は、あらかじめハローワークが定めた一定の理由に限ります。
- やむを得ない理由に当たるかどうか、また、必要な証明書類については、自分で判断せ

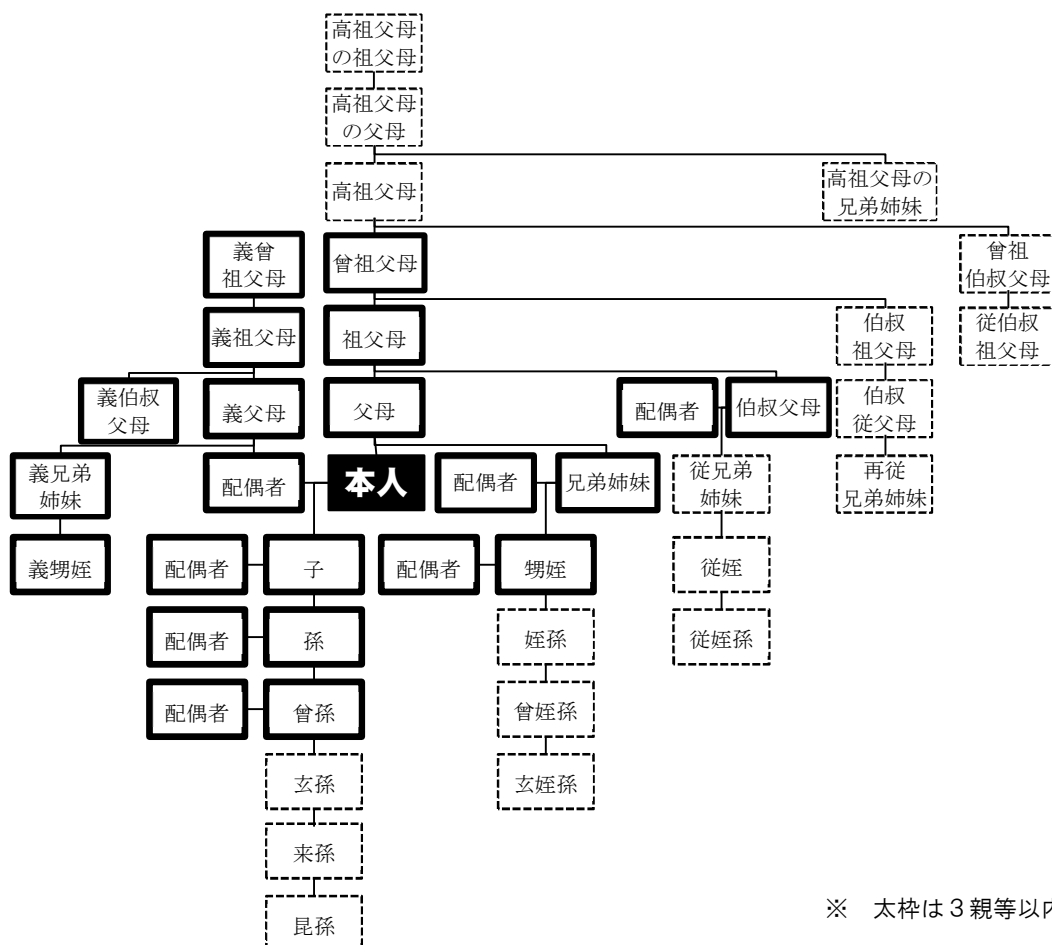
ず、事前にハローワークにご相談ください（事前に連絡できなかった場合も、必要な証明書類をお伝えしますので、速やかにハローワークにご連絡ください）。

- 訓練カリキュラムに記載された内容の他、入校式、修了式、キャリアコンサルティングや訓練実施施設による就職支援など（本人の希望による計画外のものを除きます）も出席管理の対象であり、これらに出席しないと「欠席」の扱いとなりますのでご注意ください。
- やむを得ない理由が継続する場合は、別途ご相談ください。

〔やむを得ない理由の例〕

- 本人の病気やけがのため
- 天災等（暴風雨雪、列車遅延、交通事故など）のため
- 求人者の面接（採用試験を含む）を受けるため
- ハローワークが今後の再就職に資するものと判断できるセミナーなどを受講するため
- 各種国家試験、検定などの資格試験を受験するため
- 親族（※）の病気やけがの看護、介護をするため
- 本人や親族（※）の結婚のため
- 親族（※）の危篤、死亡または葬儀のため
- 配偶者、3親等以内の血族または姻族の法事のため
- 子どもの入学式または卒業式などに出席するため
- 求職者支援資金融資（→P27）の手続きで労働金庫に行くため
- 公共職業訓練の受講者が指定来所日にハローワークに来所するため
- 雇用保険の説明会や失業認定日にハローワークに来所するため など

※ 「親族」とは、6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族を指します。



※ 太枠は3親等以内

【証明書類の例】

- 医師または担当医療機関の処方箋・証明書
- 医療機関または調剤薬局の領収書（本人宛てのもの）
- 市販薬購入に係る領収書等及び受講者本人の申告
- 子の看護の場合、子が学校を欠席したことなどが証明できる書類
- 親族の介護の場合、介護施設への送迎を行ったことなどについての介護施設などの証明書
- 公共交通機関の遅延証明書
- 就職支援計画書「公共職業安定所又は地方運輸局確認欄」のハローワーク確認印
- 労働金庫店舗における手続書類
- 官公署、市町村長、面接事業主などハローワークが適当と認める者の証明書 など

【訓練実施日から除外する理由について】

- やむを得ない理由による欠席のうち、以下の理由については、一定の条件のもと、証明書類による確認のうえ、訓練実施日から除外することができます。なお、訓練実施日から除外した場合でも、出席率が 8 割に満たない場合には支給要件に該当しません。詳しくはハローワークにご相談ください。
- インフルエンザ等に感染した場合等
- 本人が母子家庭の母又は父子家庭の父であり、小学校就学中または小学校就学前の子の突発的な傷病について、本人の看護を必要とする場合（本人の父母等が世帯にいないことを確認します。）
- 親族の葬儀の場合
- 大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合（人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップするなど一時的な場合は含みません）
- 裁判員等に選任された場合等
- 公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合
- ハローワークに指示された求職活動を行う場合（安定所の指示で就職面接を受ける場合など）

【訓練の一部を受講した場合について】

- 訓練への「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。なお、やむを得ない理由により訓練を遅刻・欠課・早退した場合であって、1 実施日における訓練の 2 分の 1 以上に相当する部分を受講したものについては、1/2 日分受講したもの（＝「1/2 日出席」）として出席日数を算定します（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

- 2 分の 1 以上に相当する部分とは、1 実施日における訓練時間数の 2 分の 1 以上を出席することが必要ということであり、具体的な算定にあたっては、1 日の訓練カリキュラムにおける総時限（総コマ）数のうち、半分以上の時限（コマ）に出席したことが必要となります。また、時限（コマ）ごとの出席については、その時限（コマ）の全ての時間に出席していたことが必要であり、当該時限（コマ）に遅刻・早退等があった場合には、当該時限（コマ）は欠席したことになります。

<例1> ○…出席、×…欠席

1時限目 (9:00～)	2時限目 (10:00～)	3時限目 (11:00～)	昼休み (12:00～)	4時限目 (13:00～)	5時限目 (14:00～)	6時限目 (15:00～)
○	○	○	—	×	×	×

→ (総時限数6のうち、出席時限数3) $\geq 1/2$ となるため、**1/2日出席**として取扱います。

<例2> ○…出席、×…欠席、／…遅刻

1時限目 (9:00～)	2時限目 (10:00～)	3時限目 (11:00～)	昼休み (12:00～)	4時限目 (13:00～)	5時限目 (14:00～)	6時限目 (15:00～)
／	○	○	—	○	○	○

→ (総時限数6のうち、出席時限数5) $> 1/2$ となるため、**1/2日出席**として取扱います。

<例3> ○…出席、×…欠席、／…遅刻

1時限目 (9:00～)	2時限目 (10:00～)	3時限目 (11:00～)	昼休み (12:00～)	4時限目 (13:00～)	5時限目 (14:00～)	6時限目 (15:00～)
／	○	○	—	×	×	×

→ (総時限数6のうち、出席時限数2) $< 1/2$ となるため、**1日欠席**として取扱います。

※ このほか、1/2日出席として取り扱うためには一定の条件が必要となります。

■ 求職者支援制度以外の給付・融資制度との関係

- 職業訓練受講給付金は、求職者支援制度以外の他の給付や融資を受けていることを理由として、支給が停止または減額されることはありません(収入・資産要件を満たさなくなる場合を除きます)。ただし、他の制度において、支給(融資)が停止または減額される可能性がありますのでご注意ください。
- 特に、生活保護、給付型奨学金、生活困窮者住居確保給付金または生活福祉基金(総合支援資金貸付)による給付(融資)を受けている(または受けようとする)方は、ハローワーク窓口にご相談ください。

Ⅳ 求職者支援制度の手続き、こんな時どうする？

求職者支援制度の手続きについて、主なケース別にQ & Aをまとめました。不明な点がある場合はご自分で判断することなく、ハローワークにお尋ねください。

Q1 訓練を欠席・遅刻・欠課・早退する時はどうしたらよいですか？

A1

- 給付金を受給する場合は、すみやかに（事前に）ハローワークに連絡し、欠席・遅刻・欠課・早退理由がやむを得ない理由に当たるのか、必要な証明書類について説明を受けてください。
訓練実施施設が、職業訓練受講給付金支給申請書の受講証明欄に欠席・遅刻・欠課・早退を記録しますので、欠席・遅刻・欠課・早退理由がやむを得ない理由である場合は、次回指定来所日に、必要な証明書類をハローワークに提出してください。
- 給付金を受給しない場合は、次回指定来所日に、就職支援計画書の「あなたの求職活動記録」欄に欠席・遅刻・欠課・早退した日にちと理由を自ら記載してハローワークに提出してください。
- やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日受講したもの（＝「1/2日出席」）として取り扱います。ただし、支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します。
- なお、例外的に、受講しなかった日（時間）について、訓練実施施設が訓練計画外の講師や教室の準備等が可能となり、振替が実施された場合であって、当初の実施日が属する支給単位期間又はその前後の支給単位期間の別日に受講した場合は、受講した日をもって出席として取り扱います。ただし、振替は当然に実施されるものではないことにご留意ください。

Q2

指定来所日に行けない時はどうしたらよいですか？

A2

- すみやかに（事前に）ハローワークに連絡し、来所できない理由がやむを得ない理由に当たるのか、必要な証明書類について説明を受けてください。
- やむを得ない理由に当たる場合、ハローワークが指定来所日の変更を行いますので、ハローワークの指示に従ってください。
- やむを得ない理由で指定来所日に来所できない場合は、変更後の指定来所日に、
【給付金を受給する場合】
支給申請を行うことができます。必要な証明書類をハローワークに提出してください。
【給付金を受給しない場合】
必要な証明書類をハローワークに提出してください。
- やむを得ない理由以外の理由により指定来所日に来所しない場合、次回以降の職業訓練受講給付金は支給されません（求職者支援訓練の基礎コースを受講している方、子の養育を行っている方、親族（一定範囲に限る）の介護を行っている方を除く）。
- 変更後の指定来所日は、なるべく訓練受講に影響が出ないよう配慮して設定しますが、訓練を欠席（遅刻・欠課・早退）しなければならない場合もあります。この場合の欠席（遅刻・欠課・早退）は、「やむを得ない理由による欠席」として取り扱います。この場合、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日出席として取り扱います（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

Q3

就職が決まった時はどのような手続きが必要ですか？

A3

【訓練受講を継続する場合】

- 収入額や雇用保険の加入有無にかかわらず、必ず、次回指定来所日にハローワークに就職した事実を申し出てください（就職状況報告書※の提出が必要です）。

【訓練受講の継続不可能、または継続を希望しない場合】

- すみやかに訓練実施施設とハローワークに連絡し、必要な手続きについて指示を受けてください。主な手続きは以下のとおりです。

手続き・書類の名称等	提出先	提出方法
退校届、就職状況報告書※	訓練実施施設	訓練実施施設が指示する方法
就職状況報告書※	ハローワーク	持参、郵送、FAX のいずれか
最後の支給申請 (給付金受給者のみ)	ハローワーク	指定来所日にハローワークに来所

※ 就職状況報告書はそれぞれの提出先である訓練実施施設またはハローワークで配布します。

- 就職により訓練を中途退校する場合は、中途退校日までが支給単位期間となります。この支給単位期間において支給要件を満たせば職業訓練受講給付金を受給できますが、支給申請には期限がありますのでご注意ください。

Q4

就職以外の理由で訓練を中途退校する場合は？

A4

- すみやかに訓練実施施設とハローワークに連絡し、必要な手続きについて指示を受けてください。
- 訓練実施施設への「退校届」提出、ハローワークへの最後の支給申請（給付金受給者のみ）などの手続きが指示されます。手続きの方法は、A3の表と同様です。
- やむを得ない理由により訓練を中途退校する場合は、中途退校日までが支給単位期間となります。この支給単位期間において支給要件を満たせば職業訓練受講給付金を受給できますが、支給申請には期限がありますので、ご注意ください（やむを得ない理由を証明する書類が必要です）。

Q5

給付金を受給しています。世帯の人数、収入や資産に変更があった時はどうしたらよいですか？

A5

- 次回支給申請時に、「職業訓練受講給付金支給申請書」に記入して申告してください（→P17）。
- 変更内容について、ハローワークで詳しくお尋ねすることがあります（追加の資料提出を求めることもあります）。

Q6

現在は給付金を受給していません。最近収入が減ったのですが、給付金を受給できますか？

A6

- 世帯範囲、収入や資産その他の変更により、職業訓練受講給付金の支給要件を満たせば受給できる場合があります。
- そのため、すみやかにハローワークに相談し、必要な手続きを行ってください。

Q7

雇用保険の失業等給付を受給しながら訓練を受けていますが、まもなく支給終了になります。給付金を受給できますか？

A7

- 雇用保険の受給資格がある方は、職業訓練受講給付金を受給できませんが、雇用保険の受給資格がなくなった後は、職業訓練受講給付金を受給できる可能性があります（支給要件（→P9）を満たすことが必要です）。
- そのため、支給終了となる前にハローワークに相談し、必要な手続きを行ってください。

Q8

住所、氏名、振込先などを変更する（した）場合の手続きは？

A8

- 次回指定来所日に、「特定求職者氏名等変更届」を提出してください。
※ 用紙はハローワークで交付します。
- 振込先口座が閉じられると振込ができなくなりますのでご注意ください。

Q9

訓練実施施設への通所経路を変更する（した）場合の手続きは？

A9

- 職業訓練受講給付金を受給している方で、通所経路が変更になる時は、次回指定来所日の支給申請の際に、「職業訓練受講給付金通所届」を提出してください（通所手当額の変更を行います）。
※ 用紙はハローワークで交付します。

Q10

訓練終了後、訓練実施施設から実態のない雇用契約の締結の働きかけがあり、就職したものとして就職状況報告書を提出するよう言われたが、指示に従って大丈夫ですか？

A10

- 架空雇用等の虚偽の報告は不正行為に該当しますので、そのような働きかけがあった場合にはHWへご連絡をお願いします。

Q11

住民票に記載されている内容（現住所や世帯員など）が実態と異なっているのですが、どうすればいいですか？

A11

- 住民票によって世帯の範囲等を確認する必要があるため、住民票の変更の手続きを行ってください。住民票の手続きが完了するまでは、給付金の手続きを行うことができません。
- ただし、大規模災害の被災者の方、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者の方、及び住居を喪失された方（訓練開始前までに安定した住居を有する見通しが立っていることが確認できる場合に限る）については、以下のとおり柔軟に対応します。
 - ・ 現在の住所がマイナンバーカードや住民票の住所地と異なっても給付金の手続きを行うことができます。
 - ・ 世帯収入を確認するために必要となる住民票謄本等の提出が難しい場合は、同居している配偶者等の範囲の確認はご本人の申告によって行います。
 - ・ DVの被害者の方については、住民票の上では配偶者の方等と同一世帯になっていたとしても、実際には別居しており、配偶者の方等から経済的援助（月10万円超）を受けていない場合は、その配偶者の方等の収入や資産は世帯としての収入や資産に含めません。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講手当を受給する方で、この手当だけでは生活費が不足する場合は、ご希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居または生計を一つにする別居の、配偶者・子・父母がいる方は月 10 万円、それ以外の方は月 5 万円です。
- 貸付金利は、令和 3 年 1 月 1 日以降に労働金庫と求職者支援資金融資の契約を締結したものは 2.0% です。
- 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
- 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

※ 融資に当たっては、労働金庫の審査があります（※審査の結果、融資を受けられない場合もあります）。

※ 原則として未成年者は利用できません。また、最終返済時年齢は 65 歳です。

※ 訓練を中途退校した場合、元金据置期間が変更になります。

※ 欠席（やむを得ない理由を除きます）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は（→P19）、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。

ご不明の点は、お気軽にハローワークにお尋ねください。